

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 平成 29 年 12 月 15 日（金） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長・江原副委員長・田村委員・三輪委員・
長尾委員・岩藤委員・橋本委員・綾城委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡田次長・佐伯書記
8. 協議事項
12 月定例会本会議（12 月 15 日）から付託された事件（議案 13 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 11 時 10 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 29 年 12 月 15 日

総務民生常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

吉津委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会での表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。それでは、これより、本会議で本委員会に付託されました議案 13 件について、審査を行います。はじめに、議案第 2 号「平成 29 年度 長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 おはようございます。補正予算書の 34, 35 ページ、介護保険事業特別会計歳出につきましては、提案説明のとおり、介護保険制度の改正に伴うシステム改修を行うための経費を新たに計上したものでございまして、補足説明は特にございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 5 号「長門市部課設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 おはようございます。提案説明のとおりであり、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 6 号「長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 個人番号、いわゆるマイナンバーを地方公共団体の事務に利用する場合等においては、その旨を条例に規定する必要がございます。今回

の一部改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付事務等につきまして、平成30年度より県から各市町に権限移譲がなされることとなり、この移譲事務の処理にあたって個人番号利用及び特定個人情報の情報連携を行うことができるよう所要の改正を行うものです。

吉津委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第7号「長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 今回の一部改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正が行われ、非常勤職員に関する育児期間の延長が可能な場合を追加するとともに、育児休業の再度の取得・延長をすることができる特別の事情に係る規定の整備など、法改正に伴い行うものです。

吉津委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第9号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 おはようございます。予算決算委員会のほうでこの予算が出たときに賛成をしております。その立場からいくつか確かめたい点がございまして、念のためいくつかお尋ねいたします。1点目は、24年11月の20何日に事案が発生して、3年近く経った27年11月6日に訴訟を起こしたと。これは市の責任はもちろんないわけですが、訴訟を起こすまでに3年かかったというのはどういう事情があったかお分かりになるでしょうか。

坂野総務課長 おはようございます。今の訴訟提起までに時間がかかった理由ということで、お尋ねですが、平成24年11月28日に事故が発生しております。それで原告の方なんですけども、平成26年3月25日に症状固定の診断を受けております。その後、損害額の算定に専門的知識が必要となりますことから、弁護士に相談されまして、治療関係費の資料請求や、傷害慰謝料、後遺症

害慰謝料等の算定が行われたものと考えます。平成 26 年 11 月 21 日付で代理人弁護士から損害賠償請求文書の送付がございました。損害賠償金が 1,652 万 9,235 円と、市の過失割合が 100%ということで、到底和解できる内容ではなかったことから、市は同年 12 月 12 日付で和解解決困難との文書、代理人選任通知を含みまして相手の弁護士宛てに送付いたしております。それを受けてその後、原告側が訴訟提起の準備のために椅子を用意したものと思います。

田村委員 分かりました。それで、原告サイドの要求で 12 等級の後遺障害という要求がありましたが、和解の条件の中で、これは認めたのか認めていないのか、いわゆる裁判所側がですね。そのあたりはどうでしょうか。

坂野総務課長 裁判所側は後遺障害の程度が 12 級相当と認定することは困難と判断されております。

田村委員 和解条件の認定の中で、その後遺障害の損害金額を見ると、どうも 14 級ですかね、そのくらいの判断であったのかと思いますけど、それは間違いありませんか。

坂野総務課長 14 までは下がっていないと思われまして。ただ、基準が 14 に和解ということで一定の、上乘せと言ったらおかしいですけど、そういうものがあるのかもしれない。

田村委員 目撃者と言いますかね、いない中で事実認定というのはどのように行われたんでしょうか。

坂野総務課長 直接証拠となるものは存在いたしません。事故の内容についての本人の主張及び証言と事故発生後、すぐ病院に行かれていまして、病院での治療を受ける際に、怪我の原因となる事故の内容等について詳細を説明されておりました。その記録もありますことから、内容が一致していますことから事実であると推認いたしております。

田村委員 一番和解に市が見切られたというか判断されたのは、市民感情の瑕疵がなかったということは否定できないと。何らかの瑕疵があるんじゃないかというご判断だと思うんですけど、これはどういう瑕疵があったというふうに市は判断されたんですかね。市のほうに。

坂野総務課長 現地をご確認いただいている議員さんもいらっしゃると思いますが、実際に落ちられたのは水路ということなんですけども、道路の続きのように道路が急になくなっているような状況がありまして、現実には、それは、要は落ちられるというのが予測できると解釈できると、そういうことがありえるということが当然予測できるというもので、とても予測できない事故ではなかったと。

田村委員 そのあたりが一番判断の根拠だと思うんですけど、たとえばそれは良しとしても、それを認めた場合、たとえば青線も含めて側溝部分全て蓋をせ

よという要求とか、あるいは問題とかそういうことが発生する可能性はあるということは想定されているんでしょうね。

坂野総務課長 青線について、市が蓋をかけていくということはございません。ただ、危険な場所というのは市街地等とか、歩行者、自転車の往来がある場合とか道路の有効幅を確保するとか、設置が必要という場合は市において計画的に設置していく場合がございます。

田村委員 先日の予算決算委員会の中で、議員のほうからどんな前例があったのかという事例説明の中で、ちょっと正確ではありませんが、道路上の市道上の石を跳ねて建物のガラスを割ったとかの被害に対して賠償したと。これちょっと聞くと、石を跳ねてしたらという形になっちゃうので、そのへんもうちょっと詳しくどういう事情なのか、前例としてね。そのあたりをもっと詳しく説明する必要があるんじゃないかと思えますけどね。

坂野総務課長 和解と言いますか、示談というかこの件につきましては、平成26年12月議会において専決処分ということで承認議案の提出のほうをさせていただいております。発生いたしましたのが、平成26年9月19日午後1時30分頃ということで、市道仙崎中央線、みすゞ通りになりますけれども、仙崎郵便局前を走行した自動車が、舗装の劣化によりまして、散乱した舗装材であります玉砂利を弾き飛ばして郵便局の自動ドアを破損したものでございます。道路施設の管理の瑕疵ということで、損害賠償責任を負いまして損害賠償金は5万8,363円、瑕疵の割合が、市が7、被害者が3ということで処理のほうをさせていただいております。

田村委員 そうすると、私どもはその時にうろ覚えで聞いた、道路の石を跳ねて賠償したということではなかったということですかね。単に石を跳ねて、跳ねた石そのものが舗装の劣化によるものと。そこに市の責任、瑕疵があるということですか。

坂野総務課長 そういうことでございます。

田村委員 これが最後ですけども、予算決算委員会の中で一つ出た話、もちろんこれからの話ですけども、セカンドオピニオンという話がありましたね。この意見が出てくる背景には、消防署の職員の解雇の問題をめぐって依願退職になったと。その判断は弁護士さんのご判断だという話があって、そのあたり非常に、弁護士の判断がどうなのかなというモヤモヤ感がずっとある中で今回また、こういう形になるわけですから、セカンドオピニオンというやり方はこれにしるということではありませんが、今後何らかのこういうふうな訴訟を重ねる場合にやることというのは、検討されてはどうかと思うんですけど、そのあたりはどのようにお考えですか。

坂野総務課長 顧問弁護士先生と顧問契約というのを市と結ばせていただいて

おりますけど、セカンドオピニオンということなんですけれども、個人様であれば同様に案件ごとに法律相談をほかの弁護士に依頼するとかは可能でありませうけれども、やはり各市がそれぞれ顧問弁護士先生と顧問契約をしている中で、顧問弁護士の方以外に個別の案件の相談をするというのは、なかなか異例と捉えております。たとえばそれを無理して行った場合なんですけれども、やっぱり契約先の先生との信頼関係も損ないますし、聞いた先の先生が今度違った意見をされた場合、そのときには市が判断するような格好になります。しなければまた次の先生とかですね、そういうことになりますので、私どもは今の顧問弁護士先生を信頼しておりますので、今のところ導入は考えておりません。

三輪委員 私からお尋ねいたします。裁判の中で改めてお聞きしたいんですけど、原告の請求の主旨及び請求の原因の陳述はどのような陳述だったのかお伺いします。

岡本行政係長 原告側の主旨といたしましては、基本的には設置、施設の営造物、市が設置しております道路等、そういった施設の設置、または管理の瑕疵ということで、営造物が通常有すべき安全性を欠いているということを元に、そこを原因として事故が発生したと。それに対しまして、怪我をされたことに対しての治療費並びにそういった後遺障害、遺失利益を含めました後遺障害、あと慰謝料部分、そういったもの諸々を含めた総額として市のほうに損害賠償請求をされておるということでございます。

三輪委員 それに対しまして被告側の市の答弁、及び主張はどのような主張をされたのか。

岡本行政係長 当初、本市のほうで裁判の期日の中におきまして、反訴、反論する中でおきましては、まず損害の瑕疵、施設の瑕疵の部分につきましては、原告側は10対0ということで、市に全部責任があるという要求ではございます。そこについては、訴訟の中におきまして、市の責任はいくらかはある、ただし、そういった10対0ということではないということの主張。主に争点として争いましたのは、損害賠償の金額、病院代等につきましては、実費に基づいた証拠の提出があるものにつきましてお互いに認めるということになっておりますが、損害賠償の慰謝料部分のところにしましては、原告が言われる後遺障害の程度、そのところにつきまして、先ほど田村委員の質問の中でもありましたように、12等級なのか、それが14等級程度なのかというところについて、市のほうは争っております。それと、原告が主張されております逸失利益というのが、怪我をされたことに伴いまして、減収等が発生しておるという主張がございまして、そちらのほうといたしましては、市としても怪我をされたことに伴う減収はなかったであろうという、いろいろな証拠等を調べた結果ですね、減収はないであろうということの主張をいたしまして、原告が主張される損害賠償請求

金の額が、だいぶ減額になったという経緯がございます。

三輪委員 それで、また確認しますけど、争点の確定というのは損害賠償だけであったということですか。管理の瑕疵というのはその場で市としてはいくらか瑕疵があったというふうに認められたわけですか。

坂野総務課長 瑕疵があったので、損害賠償につながったということです。

三輪委員 その要因として、対向車が来て、それに驚いてというか、避けるために道を外れて溝に落ちたということですよ。私ですね、今年の11月28日の午後6時頃、その現場を歩きました。天気は晴れ、月齢は半月でした。それで、現場付近にはですね、防犯灯が3つ、それと現場の先には街路灯がついておりまして、思ったほど暗い場所ではなかった。それで、仙崎方面から深川方面のほうへ歩かれておったと思うんですが、対向車に驚くということは、何か歩くにあたって障害物がない限りは、そんなに驚いて飛びのけることはないと思います。だいたい、対向車がよほど原告側のほうに幅寄せをしてきたか、ということくらいしか思い浮かばないのですけど、この対向車の過失というのはないのですか。それと対向車に対して原告側は被害届等を出されたんですか。

坂野総務課長 その対向車の運転手さんに交通法規等の違反があったという事象は表れておりませんし確認はできておりません。それで、運転手さんの特定もできませんし、運転手さんがどのような運転をされたのかというあたり、行為や過失があったのかも確認することができません。訴訟で主張を立証することができないということになります。運転手さんにたとえ責任があったとしても、被害者は市に対して全額の請求をすることができる状況ですので、市が責任を負うことには変わりがないということになります。

三輪委員 その対向車の確定とかができないということですが、原告側さんは救急搬送されたんですか。それともご自分で病院に行かれたんですか。

岡本行政係長 原告の証言によりますと、怪我をされてすぐに足を引きずるなりなんなりで、近くの病院までご自分で歩いて行かれたようではございます。

三輪委員 それでですね、裁判で和解が出たと。1回目は拒否されて2回目の和解を受けられようとしておると。この和解金額を妥当とされた理由は何ですか。

坂野総務課長 1回目が550万円、2回目が260万円ということで、1回目と2回目の間で市の主張が、先ほども申し上げましたが、逸失利益部分や後遺障害の部分はかなり認めていただけて、随分と下がってきたということと、やはり、また弁護士先生の話になりますが、この額、保険会社、市が入っております道路賠償保険のほうももろもろの過去の事例等もご存じでありますので、この額なら受け入れられるということでもありますから、市の過失は逃れませんし、今後、また控訴等になりますと、保険で賄えない経費も生じてくるということで、妥当な額として和解を受けれることにいたしました。

三輪委員 和解が出たとき、市としてこれ以上は譲れないという額というのはあったと思うんですけど、そういうのは弁護士さんが言われた、保険会社が妥当だと言われたからそれで納得したということですか。

坂野総務課長 この賠償金の額をいうのを、市としていくらになるとか算定するのは非常に難しいので、やはり助言いただいて判断するようになると思います。

長尾委員 顧問弁護士との契約期間なんかはどうなっているんですか。

岡本行政係長 基本的には単年度契約ではございますが、毎年更新という形で今の顧問弁護士さんとは、長期で、長くお付き合いさせていただいております。

長尾委員 そしたら、1年ごと。単年度でね。それが実際期間としては、実施の期間としてはどのくらいになるんですか。現時点からいうと、何年くらい。

岡本行政係長 今の顧問弁護士さんと、当初1番最初に顧問契約を開始した年数が今手元、把握しておりません。

藤田企画総務部長 旧長門の時代なんですけど、平成12年度から中谷弁護士のほうに法律顧問をお願いしております。中谷弁護士さんについては、先の委員会でも話がありましたが、下関市の顧問弁護士もやられておられまして、これまでも適切なアドバイス等をいただいておりますことから、ベテランの非常に精通した弁護士であることから、ずっと更新してきているところでございます。

長尾委員 ずっと今まで実際のいろいろな事件でみると、いろんな議員さんも老婆心ながら、なんか、ことなかれ主義、言葉は悪いですが、そういう感じを受けないとも限らないんですよ。契約期間がずるずるとなると、緊張感がなくなるのかなという思いで、期間を聞いてみたわけですけど。その点は契約のときには、更新のときには、簡単な書面で事務的に手続きをするのではなしに、いろいろ話しながらされたらどうかと思うんですけど、その点はどうか。

藤田企画総務部長 毎年度更新する際には、必ず総務課の課長と何人かが行きまして話をしながら、継続案件も結構ございますので、その状況の説明しながら更新を行っているというのが現状でございます。

岩藤委員 おはようございます。この市道というか、溝に落ちられて怪我をされたんですけど、私も以前に正明市のほうで溝に落ちられて怪我をされたということを受けまして、そこに街灯をつけられたんですけど、このように結構いくつも箇所があると思うんですね、危険箇所。そういう危険個所の見直しをこのたび、前例を作るじゃないかということも出てますけど、そういうふうなことで防止策として危険個所のチェックをされていらっしゃるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

森野建設部長 今回の事故を受けて新たに総点検をしたという記録は今ありません。基本的に水路の道路側溝というのは、蓋がないのが基本でございます、

個人さんが出入りのために蓋をかけられる、それに対して市が許可をしていく。このたび事故のところはたまたま、蓋がなかったところを出入りのために今回のところが蓋がちょうどないところに落ちられたということになります。今後、危険個所については、通常道路パトロールを全線やっておりますけど、その中で特に注意しながら点検もしていきたいと思っております。

吉津委員長 ほかにご質疑はございませんか。ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。

三輪委員 私は日本の裁判制度の中で、上級審の判断を仰ぐということが、選択肢の一つとして残されております。今一度、上級審の判断を仰ぐということをおしは求めます。よって、その理由により、この9号は反対をいたします。

吉津委員長 ほかにご意見はございませんか。ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第10号「長門市地域福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

江原委員 この10号に限った話ではないんですが、指定管理者というのをこの時期に切り替えられてると。ほかのところも下のデイ・ケアもそうなんですけども、この指定管理者の当然資質とか審査されてると思うんですけど、ずっと、今の弁護士の話じゃないですけど、切替、切替で来てですね、市民の満足度とか、そういったものとか、きちんと仕事をこなしているかというチェックはどのような形で行われてるのか教えていただければと思います。

藤田企画総務部長 指定管理者につきましては、市が設置しております審査委員会、選定委員会のほうで、更新の際についてもなぜ更新するのか、そういったものを出された資料等により審査をして、審査を行ったうえでこの議会のほうに提案をしているところでございます。

磯部副市長 私のほうから一言だけ補足をさせていただきますけれども、この指定管理の選定委員会におきまして、これは当然ながら施設ごとによって異なるものがございますけれども、中にはたとえば公募せずにやる場合、新たにやはり公募をしたほうが良い場合という話が今回の管理者の選定委員会の中でもお話が出ましたので、今議員お示しのように、ものによったらやはり公募して、きちんと本来の目的がより高くなるという形の中で公募も含めて次回も検討課題としてそういった指示をしておりますのでご理解いただきたいと思います。

吉津委員長 ほかにございませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第11号「長門市児童デイ・ケアセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 補足説明は特にございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 デイ・ケアセンター、みのり保育園のところにある部分ですけども、最初は社協さんのほうで委託があって、その後きらりさんへ変わったという形ですね。最近ちょっと状況はよく分かりませんので、この児童デイ・ケアセンター、どういう事業をどのくらいの人数、どういうふうなことをやっているのか、概略をちょっと説明していただければと思います。

田村福祉課長 児童デイ・ケアセンターあゆみでございますけど、今事業としては5事業引き続きやっております。補助事業としては4事業、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援児童、日中一時支援事業、それと単独として、アシストパートナー、ピアカウンセリング事業これらをやっております。実績、先の利用状況ですけど、28年度は主要な施策等も若干触れておりますけど、児童発達支援事業につきましては定員10名ということで、28年度は登録27人で年間延べ2,401名という利用がございました。保育所等訪問につきましては、28年度の年間で延べ26名、障害児相談支援事業につきましては実人員で年間28名の利用でした。日中一時支援事業については、年間延べ368名、アシストパートナー、ピアカウンセリング事業としては述べ126名、これはパートナーさんも含めておりますけど、今年度の11月までの実績ですけど、児童発達支援事業につきましては、昨年登録が27名ですけど、今現登録が21名、11月までで1,709名の利用をいただいております。年間今後を見込むと昨年2,400名くらいでしたけど、2,500名くらいいくんじゃないかと考えております。保育所等の訪問については、今のところ実績としてはございません。今年度はですね。障害児相談支援事業といたしましては、昨年実利用人員が28名でしたけど、11月まででは実人員で22名の利用をいただいております。日中一時支援ですが、この10月までですけど、延べ173名ということで、昨年年間で述べ368名、こちらのほうは年間を通すとちょっと減るのかなという感じで考えております。単独のアシストパートナー事業ですけど、11月までで、パートナーを含む述べ人員で125名ということで、これは昨年よりは伸び

るという形で考えております。

田村委員 今、るるご説明いただきましたけど、非常に重要な事業というか、効果のある事業というか、社協の頃から移管する頃に、送迎をどうするのかという問題がずいぶんありました。あそこに行くのにどうするのか、学校からどうするのかとか。親が連れていく、あるいは迎えに行く。今はどういう状況になっていますかね。

田村福祉課長 ちょっと私の知る範囲では今、児童発達支援事業、登録がありますけど、それは送迎もありという形で各自が通われている保育園とか幼稚園とかから登園バスとかで送迎が行われているということでございます。

田村委員 最後にしますけども、このデイ・ケアセンターの設置、活用というのは非常に大事な事業だと思っておるんですけども、これ先ほどどなたか言われましたけど、いわゆる CS、コンシューマーサティスファクションと言いますかね、利用者満足度と言いますか、指定管理を受けている団体というのは非常に一生懸命やっているというのを私よく知っていますからいいんですけども、そのあたりの利用者からの声とか、そういうふうなものは市のほうとして委託する団体のほうに積極的にやるように、あるいはそれをまとめたものを報告するようにと、そういうふうなことはできているのでしょうか。

木下障害者支援係長 満足度につきましては、29年3月に第3期障害者プランを策定するにあたりまして、アンケートを取っておりますが、満足・だいたい満足というところで、94%、やや不満ありが6%という結果になっております。

吉津委員長 ほかにございませぬか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませぬか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第11号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第12号「俵山幼稚園の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 補足説明は特にございませぬ。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませぬか。

田村委員 これは今年の10月にありました決算委員会の中で、俵山幼稚園についてはいろいろ論議がありました。今現在社協さんが受けていらっしゃるんですけども、そもそも俵山幼稚園の存続をめぐって管理者を変えるほうがいいのかとかいけないのかとかいう話もありました。今俵山幼稚園の状況を、園児がどの程度いるとか、その形の、具体的な話をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

梶山子育て支援課長 俵山幼稚園につきましては、昭和39年に旧長門市が俵山

地区に児童館として設置をしてきたところでございます。昭和43年4月から運営を、社会福祉協議会にお願いし、平成18年から公共施設につきましては指定管理者制度というものを導入し、以来、長門市社会福祉協議会が運営をしてきたところでございます。在所人数につきましては、平成27年が14人、28年が8人、うち湯の家の入所者2名。29年が9人。湯の家の入所者3人となっております。今後の俵山幼稚園の在り方ということになろうかと思っておりますけれども、平成27年3月に策定しました、長門市子ども子育て支援事業計画で大西市長は、小学校単位で保育園・幼稚園施設を残していく、運営していくということでございます。従いまして、俵山小学校につきましては現在、31名の児童が在籍しておりますことから、今後俵山幼稚園につきましては引き続き地域の保育・教育・施設として運営をしていくこととしております。また、先の予算決算委員会でも俵山幼稚園の小学校の中に複合施設として、平成30年に長門市公共施設等総合管理計画、第1次アクションプランとなっておりますけれども、これにつきましては今、俵山小学校の中の教室が全部で6個、普通教室がですね。6つある中で、複式になっておりますから、普通教室が3つ、あと特別支援学級、要は知的・自閉・肢体不自由、これらの教室として利用をされて、5名の児童が利用されております。これらにつきましては、今後学校、教育委員会でもしっかりと連携を図りながらその1室を保育園として利用できる方向でしっかりと調整をしていきたい、またいかなければいけないというふうには考えております。

吉津委員長 ほかにございませぬか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。10時30分から開始します。

— 休憩 10:17 —

— 休憩 10:30 —

吉津委員長 次に、議案第16号「公設自動車置場の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

惣代日置支所長 補足説明は特にございませぬ。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第16号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第18号「長門市過疎地域自立促進計画の変更について」を議

題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 この議案について反対とかいうのではなくて、議案説明書とかいろいろ読むんですけど、何がどう変わるのか、どの点が変更なのか焦点がつかめない。ちょっと、執行部のほうからご説明をいただきたいと思います。

伊藤企画政策課長 個別の話はあと担当の者から説明させますけども、全体的なことではいいますと、議員さんもお案内のとおりですけども、過疎の自立促進計画については非常にメリットが、財政的にメリットがあるということで、特に国庫補助事業における補助率のかさ上げとかですね、一番よく言われているのは、過疎債ですね。これにつきましては 100%の充当率で交付税が 70%バックすると。というような中から、今後、計画事業を、例えば事業進展とか政策の決定があった際にしっかりと財源対応できるようにということで、変更があったときにはこのように議案提出とかたちで議決をいただいております。

田中企画調整係長 個別の変更点についてご説明させていただきます。今回変更前、変更後という用紙をつけさせていただいておりますが、事務方の作業といたしましては、今年度、先ほど課長が申し上げましたように、過疎債を適用する事業がこの計画に掲載されていませんと、過疎債を借り入れることができませんので、当年度必要な、最低限必要な事業について、変更をさせていただいております。以上です。

吉津委員長 ほかにご質疑はございませんか。ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 18 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 20 号「工事請負契約の締結について（長門市本庁舎建築工事）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 本庁舎建設工事に係る議案第 20 号から議案第 22 号までの契約案件につきましては、品質確保、地域経済波及効果の観点から、価格に加えまして企業の施工実績、配置技術者など技術的能力や市内企業の活用計画など、地域貢献等を総合的に評価する、特別簡易型総合評価方式による条件付き一般競争入札により落札候補者を選定したところです。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

三輪委員 今日発行の長門時事によりますと、加算点 10 点のうち、地域貢献度が 4 点満点の配分となっており、市では地元貢献度を重要視した、地元事業者の活用で市内の経済波及を期待したことが狙いというふうに報道されておりますが、これが、今回の入札に対しての、市の姿勢ということによろしいですか。

坂野総務課長 今の評点の部分ですけども、県内の標準は一般的には 20% くらいなわけで、それを 40% としたということで、より地域への波及というか、そのへんを考えた手法を取っております。

三輪委員 落札業者につきましては、地域社会貢献度が 2.5 点というふうになっております。これは、市内の下請け活用計画が何点、市内の資材優先計画が何点でしょうか。

大田庁舎建設準備室長 まず、建築工事に関しましては、市内の下請け活用計画の提案といたしましては、請負額の 15% 以上から 20% 未満というかたちでの提案で、電気設備工事が、5% 以上 10% 未満、建築工事に関しましては、15% 以上 20% 未満ということで、これを額面にいたしますと、約 3 億 2 千万円から 4 億 2 千万円の間になろうかと思えます。

三輪委員 市内の優先使用計画は何点ですか。

大田庁舎建設準備室長 市内の資材の優先使用計画は請負額の 10% 以上から 15% 未満で提案をいただいておりますので、約 2 億 1 千万円から 3 億 2 千万円というかたちになろうかと思えます。

三輪委員 市内の下請け活用計画が 1.5 点で、資材の優先使用計画が 1 点と、合計 2.5 点ということですね。

大田庁舎建設準備室長 その通りでございます。

三輪委員 それで入札公告で工事の概要として、長門市本庁舎の新営建築工事とひとくくりにしてありますが、新営建築工事にはどのような工事があるのか、お答えください。

宇野庁舎建設準備室主査 まずメインとなります本庁舎、これについては新庁舎棟とエントランス棟の工事でございます。それに回廊といいまして、これは雨がかりしないような屋外屋根つきの通路でございます。それに加えて、駐輪場とその周辺の外構工事一式が今回の本庁舎の建築工事の概要でございます。

三輪委員 一式工事にはどのような工事があるんですかと聞いています。例えば金属工事とか、左官工事とか建具工事とかガラス工事とかあるでしょ。それは何があるんですかということです。

磯部副市長 今資料を持ち合わせておりませんので、少しお時間をいただければと思います。

吉津委員長 暫時休憩いたします。

— 休憩 10:40 —

— 再開 10:48 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

宇野庁舎建設準備室主査 先ほどのことについてお答え申し上げます。大項目で、全てで22項目ございますので、全てを読み上げるとちょっと時間を要しますので、主なものをご説明させていただきます。まず直接仮設・土工・地業・鉄筋・コンクリート・型枠・鉄骨・免震装置・木構造・既製コンクリート・防水・タイル・木工・屋根及び樋・金属・左官・建具・ガラス・塗装・内外装・ユニット及びその他、最後にサインでございます。

三輪委員 お手数おかけしました。それで先ほど地元事業者の活用で市内の経済波及を期待したということでしたが、今の22項目のうち、地元業者でできると思われる工事というのはどの工事になりますか。

大田庁舎建設準備室長 地元業者で下請けとして見込まれる、資材調達も含めてですが、コンクリート・左官・建具・金属・ガラス、以上です。

三輪委員 コンクリート・左官・建具・金属・ガラスと、5項目が市内業者でできると思われる工事だということですね。その工事額というのはだいたいあれですか、請負金額のおおよそ何%くらいになるんですか。

大田庁舎建設準備室長 すいません、お待たせいたしました。割合で言うと43.7%くらいになるかと思います。

三輪委員 43.7%ということですが、先ほどの下請け活用計画では15%から20%未満ということになっておりますが、ということは、市内でできると思われる事業についてもこれは市内業者が下請け工事に参加できない工事もあるということですか。

大田庁舎建設準備室長 そのへんは申し訳ありませんが、受注者側の判断にもよろうかと思しますので、ちょっと分からない部分はございます。

三輪委員 市の方針として地元業者の活用で市内の波及効果を期待したというふうにうたっておられます。それと大西市長もいつも市内経済の活性化を第一に捉え、市内優先に努めるということもおっしゃっております。ということは市内業者にできると思われる工事については当然、市内業者が下請けに参加できて当然ではないか、もしそれができなかったほうがおかしいのではないかというふうに思います。それで、明らかにですよ、今言った市内業者にできる工事について、落札者が、こういう言葉使ったらあれかもしれませんが市内業者をたとえば排除した場合、市としてはどのような措置を取られるのかお聞きします。

光永財政課長 その前にちょっと1点、先ほどの答弁と捕足させていただきたいんですが、今回の事業につきましては、JVを組んでおります。従って共同企

業体の代表者以外については地元業者、これが入ってきますので、その部分の施工部分がございます。更に下請けが入ってくるということがございますので、先ほど下請け部分が40何%あってそのうち20%以下という部分も説明したんですが、JVとしての従として入ってこられる業者の方、これは地元業者でございますので、この部分の施工部分が当然入ってきますから、その部分は更に地元事業者のほうで行うということをつまみ足させていただきます。

大田庁舎建設準備室長 先ほど申しあげました市内業者でできるものを大項目で言ったんですが、これは大枠のくくりでの金額のほうを積算して割合を出しておりますので、その詳細な内訳部分で全てが市内業者でできるかどうかというのはちょっと判断しかねる部分がございます。今ご提案いただいております、市内企業の下請け活用計画であるとか、市内の資材優先使用計画に関しては、それを元に点数をふって落札業者を決定した経緯がございますので、本工事に関しましては、再評価の対象工事とさせていただいております。提案いただいた内容というのを担保していただくということを厳格に求めておまして、もしこれを請負業者のほうを守れなかった場合に関しては、再評価をさせていただきます。当初の点数より下がった場合は違約金を計算して請求するような形で設定をさせていただきます。先ほどの光永課長の若干つまみ足になりますが、建築工事に関しては共同企業体を組成して行うという形で、市内企業の出資割合は30%ということになっております。この部分も含めると、市内企業の下請け活用と、優先使用と市内JVの出資割合30%を含めた市内貢献額としては最低でも契約額21億4,920万円のうち、11億8,206万円という形で、市内貢献度として最低でも契約額の55%は確保できるという形で見込んでおります。

三輪委員 再評価ということは、もし違反があった場合は全ての工事が終わったあとに再評価をされるということですよ。一番私が懸念するのは、市内業者にできる仕事を他県や他市の業者が入って、大きな顔して仕事をし、市内業者が指をくわえて見ているということだけとはとにかく絶対に避けたい。だからとにかく地元業者の活用で市内経済の波及を、経済波及を期待して、まさに市のおっしゃった言葉を強く求めるわけでございます。それとこのことについて、地域の総合経済団体であります、長門商工会議所から要望書が出ておりますが、この要望書に対するご回答はどのようなご回答だったのでしょうか。

磯部副市長 これにつきましては私のほうから回答させていただきたいと思っておりますけれど、市のスタンスはまさに三輪委員おっしゃるように、基本的にはこれまで同様、公共工事については市内でできるものは市内でという方針でやってまいりました。しかしながら今回につきましては、先ほどと重複しますけれど

ど、一般的な入札には当然品質確保が必要でございます。従いまして品質確保ができたうえで更に地域貢献をしていただきたいと。本来県内他市であれば、2割程度の地域貢献だけでも、私ども長門市としてはそこは倍にまず地域貢献をしていただきたい。更には追跡調査をし、万が一の場合には違約金もいただきますというような市内活用をとにかく望んでおります。しかしながら、やはり単価が合うもの、合わないものいろいろあろうかと思っております。従いまして、これを、下請けを強制することはできません。これはご存じのとおりでございます。単価についても折り合いのつく場合とつかない場合、いろいろ多種多様にあろうと思えます。そういったものを踏まえたくて今回の総合評価方式の入札を実施したということでご理解いただきたい。方針としては何ら変わっておるものではございません。

大田庁舎建設準備室長 要望書に対する回答に関しましては、今月の12日付を持って回答を返させていただいておりますが、内容といたしましては、先ほど申し上げました、市内企業の出資割合の部分を条件としていることに加えて、下請け活用や市内資材の優先使用が履行されることによって市内経済の波及効果を期待しているところですよという形と、また、既存庁舎の解体工事、別館改修工事、外構工事などの関連工事につきましては、地元発注を原則としておりますので、それも含めまして本庁舎建設工事による長門市内への経済波及効果が広く浸透し、地域経済の活性化に繋がるよう進めてまいりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひしますという形で回答させていただきます。

吉津委員長 ほかにございませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひします。挙手全員です。よって、議案第20号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第21号「工事請負契約の締結について(長門市本庁舎機械設備工事)」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

藤田企画総務部長 特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

三輪委員 機械設備工事につきましては、地域貢献度が3点満点中3点満点ということでありましたので、この点は評価しております。それで、同じような質問をしますが、工事の概要について空気調和設備工事、換気設備工事、自動制御設備工事、床暖房設備工事、衛生器具設備工事、給水設備工事、配水設備工事、給湯設備工事、消火設備工事、屋外給排水設備工事とあります。この中

で地元企業でできる工事というのはどの工事ですか。

大田庁舎建設準備室長 業者さんから、下請活用 20%以上という形のご提案をいただいているところですが、それが市内企業にどの部分を出されるという形でというのはちょっと分からないです。正直。

吉津委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 21 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第 22 号「工事請負契約の締結について（長門市本庁舎電気設備工事）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 とくに補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

三輪委員 同じ質問をします。このことにつきまして、地域貢献度が 3 点満点中 0.5 点と。下請契約割合が 5%以上 10%未満であるということなんですが、この電気設備工事についてはなかなか市内の企業が下請けに入るとするのが難しいというか、なかなか市内企業ではできないという工事が多いということですか。

大田庁舎建設準備室長 下請割合が低い提案をいただいておりますが、今回の入札には 3 社入られておりますが 3 社とも同じ数字で提案をいただいております。それから考えますと、やはり市内企業で、下請けでやれる部分っていうのは少ないのではないかと考えております。

吉津委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 22 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

三輪委員 動議を出したいのですが、この 20 号、21 号、22 号についてですね、附帯意見を出したいと思えます。

吉津委員長 ただ今、三輪委員より動議が出されました。附帯決議提出の動議が出されましたので、この際、暫時休憩いたします。委員は自席で待機願います。

— 休憩 11 : 07 —

— 再開 11 : 08 —

吉津委員長 休憩前に引き続き、総務民生常任委員会を再開します。議案第 20 号から第 22 号についてお手元に配布のとおり三輪委員から附帯決議案の動議が

出されました。この際、提出者の趣旨説明をお願いします。

三輪委員 案につきましてご説明させていただきます。本庁舎建設工事というのは市の顔となる建物であり大変重要な工事であります。この工事につきましてやはり市の今までの方針のとおり、市内経済活性化を第一にとらえ、市内優先をするという市長の方針が、ぶれてはいけないと思います。当然、ぶれてはいないと思うのですが、やはり地元企業の活用で経済の波及を期待するという事でこの決議案を出させていただきました。やはり下請市内業者につきましては、可能な限り市内業者が参加できるように、市として請負業者に対して強く指導をされたいという趣旨でございます。

吉津委員長 以上で趣旨説明は終わりました。これより提出者に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので討論を終わります。採決します。附帯決議案に賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって附帯決議案は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。お疲れ様でした。